

令和 7 年度事業計画（案）

令和 7 年度の本会事業を次のとおり計画する。

【基本方針】

1. 従来の業務分野における専門性の確立と新たな業務分野の開拓
2. 会員が安心して執務に取り組める環境づくり
3. 研修会の開催
4. 制度広報の推進と公益的活動の強化
5. 次なる司法書士法改正への備え
6. 会組織の基盤強化と支部の活性化

1. 従来の業務分野における専門性の確立と新たな業務分野の開拓

令和 6 年 4 月 1 日に相続登記の申請が義務化されたことにより、今後相続に関する相談の一層の増加が見込まれる。

コロナ禍を経て前年度より再開された司法書士総合相談センターを本格的に再稼働させるとともに、電話による相続登記相談センターも引き続き運営し、司法書士が相続登記・相続手続の専門家であることを広く市民に周知させ、相続登記の受託促進を図る。

本年 4 月 1 日に本会と鹿沼市との間で、空家等対策の推進に関する協定及び災害時における被災者相談業務の実施に関する協定をすでに締結しているところ、6 月には那須塩原市との間でも両協定の締結を予定しており、これにより県内全 25 市町と両協定の締結が完了する見込みである。

これに伴い、企画部内に設置されている「制度推進研究委員会 空き家・所有者不明土地対策ワーキングチーム」を「地域問題等対策委員会（仮称）」と改組し、各市町に専任の地域担当相談員を派遣して年 2 回程度情報交換の場を設けるとともに、同部内の「制度推進研究委員会 財産管理・承継ワーキングチーム」と、業務拡充委員会を統合することとする。

また所有者不明土地問題についても、引き続き各自治体と連携し、司法書士を活用してもらうような環境づくりを行うとともに、裁判所との関係も強化する。

成年後見業務及び財産管理・承継業務について、リーガルサポートとちぎ支部、弁護士会及び税理士会等との連携なども模索し、積極的に取り組む。

本格化してきた民事裁判等の IT 化に伴う本人訴訟支援に取り組む。

2. 会員が安心して執務に取り組める環境づくり

改正された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「犯収法」と

いう。)が令和6年4月1日に施行された。司法書士が特定取引を行うに際して、従前の本人特定事項のほか、取引を行う目的、職業又は事業の内容並びに実質的支配者の本人特定事項についても確認を行うことになる。研修会等を開催し会員への周知を促進するとともに、宅建業者団体、税理士会等と連携し、安全かつスムーズな業務執行が行えるような環境づくりに努める。

綱紀事案処理手続の適正な運用を行う。

非司法書士が業務を行う事案に対して、適時情報収集や調査を行い、その結果、違反が明らかな場合には、速やかに対応する。

市民窓口を適正に運用し、会員に対する苦情に迅速に対応する。

3. 研修会の開催

全ての会員が単位制研修における年間12単位以上(倫理2単位を含む)の研修単位を取得することを目指す。

本会主催の研修会のほか、日司連や関東ブロックの研修会、日司連研修総合ポータルの利用など会員へ積極的な受講を促す。

栃木県司法書士会各種財産管理人等名簿への登載のための指定研修会を開催する。

支部の研修事業を充実・活性化すべく、支部助成金等の支援を行う。

4. 制度広報の推進と公益的活動の強化

高校生を対象とした「一日司法書士」を計画する。

本会公式キャラクター「司法しかまる」を広報活動に積極的に活用する。

ホームページや市町の広報誌等を利用した効果的かつ効率的な制度広報を図る。

会報「やしお」の紙面の充実に努める。

司法書士総合相談センター及び相続登記相談センターの運営並びに自治体及び各種団体が開催する相談会へ相談員を派遣する。

法教育への取り組みとして、出張法律教室の案内、講師派遣を行う。

司法書士会調停センター「こんぱす」の今後のあり方について検討する。

自然災害等の被災者に対する法的支援活動に備える。

5. 次なる司法書士法改正への備え

司法書士行為規範の制定について、更に会員へ周知を図る。

次なる司法書士法改正を見据え、日司連を通じた積極的な情報収集を行い、栃木県司法書士政治連盟とも連携し準備をする。

6. 会組織の基盤強化と支部の活性化

昨年度導入した事務局業務システムを十全に活用し、会務及び事務局業務のデ

デジタル化・効率化を進める。

人的資源と財務的資源とを効果的かつ効率的に活用し、メリハリのある事業執行・予算執行を目指す。

新入会員を積極的に各委員会に参加させ、会への帰属意識を高める。

支部が活性化するよう、支部事業に積極的な支援を行う。

外部の意見を取り入れる等、事務局業務の整理及び合理化を図る。

【各部の事業】

1. 総務部

・職業倫理の確立

改正犯収法の施行により取引時における確認義務が拡大されたことに対応するため、日司連を通じて積極的な情報収集に努める。

・苦情処理に関する事業

市民窓口寄せられる市民からの意見に丁寧に対応できる仕組みづくりを行う。

・紛議調停に関する事業（紛議調停委員会）

・綱紀事件への対応（綱紀調査委員会）

・非司法書士排除活動（非司法書士排除委員会）

・業務賠償責任保険に関する事業

・司法書士法改正への対応

・会則、規則、規程等の見直し

補助者規則の一部改正案を総会に上程する。

日司連の綱紀関連諸規則の改正に伴い、本会会則、注意勧告運用規則、綱紀調査委員会規則及び懲戒処分量刑意見に関する規則の一部改正案を総会に上程する（市民窓口の運営に関する規程の一部改正を含む）。

・支部長会の開催

支部の活動が活発化するよう、支部長会等を通じて意見を伺い積極的に支援する。

・会館管理

・事務合理化への対応

前年度導入された業務管理システムを十全に活用し、事務局業務の一層の効率化を図る。

事務局会議並びに事務局職員面接を定期的に行う。

・危機管理への対応

会館1階入口への防犯カメラの設置及び録画により、不審者の入館防止や入館者の確認ができるよう、整備を検討する。

市民からの電話対応におけるカスタマーハラスメント対策として、通話録音システムの導入を検討する。

・ **福利厚生に関する事業**

働きやすい職場環境への整備を引き続き推進する。

2. 経理部

・ **会費納入管理**

①定額会費については、従前と同様、定期納入のため個別対応を行う。

②事件数割会費については、会員における業務報告書の正確な記載及び提出期限の遵守にも注意を払いながら、適正納入を図る。業務報告書の内容に疑義がある会員については、個別的調査を行う。

・ **予算執行に関する管理**

①安定的な会務運営を図るため、予定された収入を確保するとともに、支出に関しては、各部と連携を取りながら事業の内容を精査し、適正に予算を執行する。

②司法書士会館の経年劣化により修繕・補修を必要とする箇所が散見されるようになったため、緊急性を要する箇所から優先的に修繕・補修を行う。付帯設備、備品等で老朽化が見られるものに関しては、新しい設備への入れ替えを行う。

③県内市町と空家協定等を締結したので、今後県内各地域における問題（空き家問題、所有者不明土地問題等）にも取り組むこととなる。そのため、「相続登記等推進対策費」を「地域問題対策費」と名称を変更し、予算を計上する。

・ **中期、長期の財政計画の検討**

本会の財務状況に応じて財務調整積立金及び会館修繕積立金を計上する。

3. 企画部

・ **権利擁護・法教育への対応（権利擁護・法教育委員会）**

①法律教室の実施

県内の高等学校、中学校からの要請に応じ、講師を派遣し、出張法律教室を開催する。また、今後も高等学校へ出張法律教室実施の働きかけを行っていく。

②高齢者向けの勉強会

自治体からの要請に応じ、勉強会、研修会を開催していく。

③上記研修会に対応するための資料の作成

法律教室、研修会等への講師の募集を行い、その講師用のレジュメを検討し、作成する。

④外部団体の勉強会参加

消費者問題に取り組む団体である「とちぎ消費者ネットワーク」主催の勉強会に参加していく。

・業務拡充への対応（業務拡充委員会）

- ①裁判所からの依頼に基づく相続財産清算人、相続財産管理人、不在者財産管理人、所有者不明土地・建物管理人、管理不全土地・建物管理人及び遺言執行者の推薦依頼、その他各種公職への就任候補者の推薦依頼への対応をする。
- ②各種財産管理人等名簿登載のための指定研修会の実施を継続して行っていく。
- ③事業主・会社の事業承継につき、栃木県事業承継・引継ぎ支援センター、関東信越税理士会栃木県支部連合会、日本政策金融公庫宇都宮支店との提携、協議会を重ね、会員に情報提供する。また、事業承継支援業務に参加可能な会員の名簿登載への募集を行う。
- ④民事信託、建物明渡、交通事故、債務整理全般（任意整理、個人再生、自己破産、時効援用）、貸金返還請求訴訟等裁判事務等に関し、事例研究、指定研修会等を企画、検討し、会員に情報提供する。
- ⑤配布した、令和3年民法・不動産登記法・相続土地国庫帰属制度等に関し実務に役立つポイント集につき、改正法を含めた内容で改定を行う。
- ⑥司法書士業務との連携を目的として、異業種交流会を検討、実施する。

・地域問題への対応（地域問題等対策委員会（仮称））

- ①「空き家・所有者不明土地問題」をはじめとする地域における諸問題に対応するため、各自治体に対する担当司法書士の配置を検討する。
- ②「空き家等対策の推進に関する協定」締結に伴う各自治体からの相談員派遣、講習会等開催の依頼に対応する。
- ③自治体からの相続人確定調査業務に対応する。
- ④「空き家・所有者不明土地問題」をはじめとする地域における諸問題に関連した事例研究及び実務的研究を行い、会員に情報提供する。

・各種受託事業の受託運用の効率化（財産管理人等名簿運営委員会）

事務局業務システムを活用し、各種財産管理人等名簿、空き家等問題に関する受託会員名簿及び事業承継支援業務に関する司法書士名簿（業務拡充委員会）、法律教室講師候補者名簿（権利擁護・法教育委員会）等の名簿管理及び更新作業の一元化並びに会員推薦の効率的な運用を行うための整備をする。

・会報の定期発行（会報編集室）

会報「やしお」を、会員から写真や絵画などを提供してもらい、読んで楽しい会報を目指し、発行を継続する。

・ **対外広報事業（広報委員会）**

- ① 本会ホームページのリニューアル作業を継続する。
- ② 引き続き相続登記義務化についての対外広報に力を入れ、相続登記相談センターと絡めた広報活動を行う。
- ③ 広告代理店を活用し、他部会と連携を図りながら効果的な制度広報を研究し、実践する。
- ④ 本会公式キャラクター「司法しかまる」に広報活動をしてもらう。
- ⑤ 各市町向けに、相談会等の告知・広報活動を行う。
- ⑥ 三士会（司法書士・土地家屋調査士・行政書士）による活動を通して、本会のPRを行う。
- ⑦ リニューアル後のホームページを活用し、費用対効果が高い広告を検討する。
- ⑧ マラソン大会等の地域のイベントを活用した広報活動を継続する。

4. 研修部

・ **全体研修会の開催（年4回開催予定）**

- ① 年度初頭に年間開催計画を立てる。
- ② 時宜に適ったテーマでの研修会を開催する。
- ③ 登記業務以外にも、財産管理業務、成年後見業務等、依頼者のニーズに沿った業務内容を広く取り扱う。
- ④ 倫理研修を含む単位制研修の履修の義務化により、会員が積極的に研修に参加できるよう充実した内容での研修会開催に努める。
- ⑤ 映像配信等を利用した会員が視聴しやすい受講形態での研修会の他、時宜に適った開催方法で研修会を開催する。
- ⑥ 研修会の録音録画環境、WEB配信環境の質を高めるため、機器の購入等、録音録画、配信環境の見直しを図る。

・ **専門実務研修会、スポット研修会の開催**

必要に応じて適宜開催する。

・ **倫理研修の開催**

単位制研修のうち、2単位の倫理研修の履修義務があることから、広く全会員が倫理研修を履修できる機会を設ける。

・ **単位未取得会員への対応**

取得を義務付けられた所定の単位数を取得しなかった会員に対し、本会単位制研修単位未取得会員に対する指導要領に基づき対応する。

・ **新人研修の実施**

- ① 充実した内容での新人研修会を実施する。
- ② 配属研修希望者に配属研修を実施する。

- ・ **支部研修への支援**

- ①研修用DVDの整理、新規購入等を行う。
- ②研修機材（プロジェクター、スクリーン）、オンライン研修会開催機材の貸出を行う。
- ③財政的支援を行う。
- ④研修用DVDの案内を各支部長へ適宜行う。

- ・ **日司連主催の研修会への積極的参加**

日司連主催の研修会への積極的参加を呼びかける。

- ・ **年次制研修会への義務参加**

入会后3年、以降5年を加えた年次の会員を対象とした倫理研修への義務参加を働きかける。

- ・ **同時配信システムを利用した研修会の運営**

他単位会主催の研修会を聴講できる貴重な機会となることから、本システムの積極的な活用を図り、同時配信による研修会の開催を検討する。

- ・ **ホームページを活用した研修日程の告知**

- ・ **日司連ホームページの「研修ライブラリ」及び「eラーニング」利用の積極的な告知**

- ・ **本会で管理する研修用DVD貸出手続の告知**

- ・ **ホームページ会員名簿欄への「研修単位取得の有無」及び「年次制研修の履修状況」に関する掲載**

- ・ **司法書士特別研修への協力**

- ・ **日司連・関東ブロック主催の研修会への協力**

5. 相談事業部

- ・ **司法書士総合相談センターの運営**

- ①常設無料相談会相談員の募集

相談員を確保するため、随時募集していく。

- ②相談体制

相談員は募集制、相談方法は面談による相談、会場は本会会館及び足利、日光、小山、那須塩原、栃木、真岡の計7会場で開催する。

- ③広報との連携

引き続き、広報と連携し、総合相談センターの周知に努める。

- ・ **相続登記相談センターの運営**

- ①相続登記相談センター登録司法書士の募集

相談員を確保するため、随時募集していく。

- ②相談体制

登録司法書士事務所での「面談による初回無料相談」と、「第2・第4土曜

日に実施している電話による相談」との2本立てとする。

③広報との連携

広報と連携し、WEBサイト等を利用した市民からの相談申込みに対する登録司法書士の紹介システムを確立する。

・司法書士総合相談センター及び相続登記相談センターの相談体制の変更の検討

①常設無料相談会相談員の本会会員全員参加（年齢制限あり）への変更

現行の常設無料相談会は、新型コロナウイルスの感染リスクに配慮し、相談員を募集制として再開した経緯があるが、令和5年10月から令和7年3月までの間で、相談員がコロナウイルスに感染した旨の報告はない。また、相続登記申請義務化により相続・遺言及びそれに伴う空き家などの所有者不明・管理不全不動産に関する相談の増加が想定される。上記理由からコロナ禍以前のような、一定の年齢以下の本会会員全員に常設無料相談会相談員として参加を求める相談体制へ変更することを検討していく。

②相続登記相談センターの相談体制の変更

相続登記相談センターの電話による相談については予約件数が多く、好評である一方、相談者が相談予約の段階で常設無料相談会と混同し、面談相談であると勘違いするケースも散見されるようになり、相談会が複数あることによって、相談者にとって分かりづらい構造となっているため、上記①の変更と併せて、相談会を整理することも検討していく。

・司法書士会調停センター「こんぱす」の運営

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律に対応すべく調停手続実施規程を改正し、認証紛争解決手続きにおいて成立した、和解に基づく民事執行を可能とする特定和解を取り扱う組織へと移行する。上記を念頭に置き、以下

①利用者の増加に努める。

②事件担当者、手続実施者を育成するため、研修の企画実施や他会の研修会に参加し、ADR研修の体験者、名簿登載者の増加を図ると共に、特定和解への理解を深める。

③他会の調停センターと積極的に情報交換を行う。

④広報活動に力を入れる。

・法の日の無料相談会の実施

市民の司法アクセスに寄与するため、各支部とも連携し、実施を目指す。

・法務局及び土地家屋調査士との合同講演会・相談会の開催

相続登記義務化について国民に周知広報することを目的として、令和5年度から実施されており、過去2回とも多くの聴講・相談予約があり、好評な講演会・相談会であるため、宇都宮地方法務局及び栃木県土地家屋調査士会と協力し、開催を目指す。

- ・ **被災者支援活動**

日司連、関東ブロックなどからの災害支援のための相談員派遣要請に対応する。

本県において災害が発生した場合、各市町と締結した災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書に基づき支援活動を行う。

- ・ **他団体からの要請に基づく相談担当者の派遣**

行政、各種団体からの法律相談員の派遣要請に対し、各支部長と密に連携を取りながら相談担当者の決定を円滑に行う。

【その他の事業】

1. デジタル化推進小理事会

新しいデジタルツールの導入や、導入済みのデジタルツールの利用方法を整理し、会務や事務局業務の利便性を向上させる。

2. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部への支援

研修会・相談会の共同開催を計画する。

成年後見制度利用促進法の推進のために協働する。

3. 関係団体との交流と情報収集

- ・ 法務局との協議会（三者協議会を含む）の開催及び協力
- ・ 県及び各市町との協議
- ・ 空家等対策の推進に関する協定及び災害時における被災者相談業務の実施に関する協定の締結（令和7年6月25日、那須塩原市）
- ・ 三士会（司法書士・土地家屋調査士・行政書士）及び三士会無料相談会の開催
- ・ 五士会（司法書士・弁護士・公認会計士・不動産鑑定士・税理士）及び五士会無料相談会の開催
- ・ 栃木県宅建協会及び全日本不動産協会栃木県本部との情報交換会の開催
- ・ その他消費者団体等への協力

4. 他団体からの要請に基づく会員の派遣及び推薦

5. 日本司法支援センター（法テラス）への協力